

公益社団法人 日本矯正歯科学会 定款施行規則

(関連団体)

- 第1条 定款第4条(7)に規定する関連団体は次の協力学会、協力医会、協力団体とする。
- 2 協力学会は北海道矯正歯科学会、東北矯正歯科学会、東京矯正歯科学会、甲北信越矯正歯科学会、近畿東海矯正歯科学会、中・四国矯正歯科学会、九州矯正歯科学会の地区学会とする。
 - 3 協力医会は日本臨床矯正歯科医会とする。
 - 4 協力団体は日本歯科矯正器材協議会とする。

(部会)

- 第2条 本会の会務運営のため第一部会と第二部会を置く。
- 2 第一部会とは大学の歯科矯正学講座および理事会でそれに相当すると認められた大学の機関に常勤する正会員をもって構成する。
 - 3 第二部会とは前項に属しない正会員で構成する。
 - 4 正会員は第一部会または第二部会のいずれか一に所属するものとする。

(代議員の報酬)

- 第3条 代議員は無報酬とする。

(理事会の招集等)

- 第4条 理事会の招集通知は、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して通知する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(総会の招集等)

- 第5条 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって代議員に通知する。
- 2 総会の招集請求があった場合には、理事長はその請求があった日から30日以内を会日とする臨時総会を招集しなければならない。

(総会の代理人)

- 第6条 定款第17条第4項により、総会に出席することができない代議員は、他の社員を代理人としてあらかじめ書面により表決を委任した者は出席者とみなす。

2 前項の代理権を証する書面は、各総会ごとに事前に提出することを要する。

(大会)

第7条 大会は年1回開催する。

2 大会には大会長を置くものとし、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

(委員会の設置)

第8条 定款第4条の事業遂行のために委員会を置く。

(委員会の種類)

第9条 委員会は、理事長の諮問にこたえる機関及び総会の委任事項に関する審議機関の2種とする。

2 前項の理事長の諮問機関を常任委員会と臨時委員会とする。

一 常任委員会 会務につきその部門に属する事柄を審議する。

二 臨時委員会 理事長が特に臨時に必要と認めたものを審議する。

3 第1項の総会の委任事項を審議する機関を特別委員会とする。特別委員会は総会の議決により特定の事項を審議する。

(常任委員会)

第10条 常任委員会の委員は、各10名以内とする。ただし、必要があるときは、理事会の議を経て増員することができる。

2 委員は正会員から理事会の推薦により理事長が委嘱する。ただし、必要があるときは、理事会の議を経て正会員以外に委嘱することができる。

3 委員の互選により委員長、副委員長を選出する。

4 常任委員の任期は、その委嘱した理事長の在任期間とする。

(常任委員会の種類、名称及び任務)

第11条 常任委員会の種類、名称及び任務は、理事会の議を経て理事長が決める。

(臨時委員会)

第12条 臨時委員会の委員の定数等については、第10条の規定を準用する。

2 臨時委員の任期は、当該審議の終了をもって解任されるものとする。

(特別委員会)

第13条 特別委員会の委員は、総会で選出し、理事長が委嘱する。

2 特別委員会の委員の定数等については、第10条の規定を準用する。

3 特別委員の任期は、当該審議の終了したときをもって解任されるものとする。

(特別委員会の審議結果報告書)

第 14 条 特別委員会は、その審議の結果を総会議長及び理事長に文書をもって報告しなければならない。

(部及び室の設置)

第 15 条 定款第 4 条に規定される事業遂行のために必要な部及び室を置くことができる。

2 部及び室の構成、任務、その他重要な事項は総会の議決を経て別に定める。

(事務局の機能)

第 16 条 定款第 40 条の規定により、本会に事務局を置く。

2 事務局の構成、任務、その他重要な事項は理事会の議を経て別に定める。

(規則の改廃)

第 17 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

附則

1 この規則は、有限責任中間法人日本矯正歯科学会として設立登記された日より施行する。

2 本規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。